

土地改良事業等補助金交付要綱

(H27.4.10改正)

(趣旨)

第1条 知事は、農業生産基盤の整備と農村生活環境基盤の整備を図り、農業の近代化と農村の振興を期するため、市町村・一部事務組合・土地改良事業団体連合会・農業協同組合・農地保有合理化法人及び共同施行者、その他知事が適当と認める者（以下「団体等」という。）が行う土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業の種類・採択基準及び補助率は、別表1（第2条関係）のとおりとする。

(補助金の交付申請及び補助金交付決定前着手)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付申請書（第1号様式）を知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届（第1号の2様式）を沖縄県知事に提出しなければならない。ただし、対象事業は、別表1（第2条関係）に掲げる2、4、5、6及び9の事業とする。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書に、当該事業の目的を達成するために必要な事項及び補助金返還の条件を付して、申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知しなければならない。

(事業内容・経費の配分及び補助額増減の変更)

第5条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）及び補助額増減の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出して、事前に承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。
 - (1) 工種の新設又は廃止
 - (2) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
 - (3) 施工箇所・工事目的物の構造又は工法の変更

(完了予定日の変更)

第6条 補助事業者は、補助金が予定期間内に完了することが困難となったときは、予定期間延長承認申請書（第3号様式）を知事に提出して、事前に承認を受けなければならない。

(申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた30日を経過した日までに行わなければならない。

(着手報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合は、遅滞なく事業に着手し、事業の着手後は速やかに着手報告（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 天災地変その他特別な特別な理由により事業着手できないときは、速やかにその旨を書面で知事に報告しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行について、補助金の交付があった年度の各四半期（第4・四半期は除く。）の末日現在の状況を、当該四半期の最終月の翌月の10日までに遂行状況報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認を受けた日から20日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金交付決定のあった年度において完了しなかった補助事業については、翌年度の4月15日までに年度末実績報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類等の経由等）

第11条 この要綱により、知事に提出する書類等は、正副各一部とし、所轄の農林土木事務所等又は農林水産振興センターを経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 事業採択年度又は事業実施年度において離島の指定解除がなされた場合、当該離島に対する補助金の取り扱いについては、事業完了までの間なお従前の例による。
- 3 下記事業における補助率は別表1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成17年度	95%
平成18年度	90%
平成19年度	85%
平成20年度	80%

記

1. 諸土地改良事業1) 調査設計事業(1)調査設計事業
1. 諸土地改良事業2) 農業農村整備実施計画策定事業(1)農業農村整備事業実施計画策定事業
1. 諸土地改良事業2) 農業農村整備実施計画策定事業(2)農村振興総合整備実施計画策定事業

- 4 下記事業における補助率は別表1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成18年度	95%
平成19年度	90%
平成20年度	85%

記

1. 諸土地改良事業3) 農村総合整備推進事業(2)農業集落排水維持適正化事業

- 5 下記事業における補助率は別表1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

むらづくり交付金事業について

農村振興総合整備事業からの移行地区	85%以内（離島にあっては88%以内）
地域用水環境整備事業からの移行地区	82%以内（離島にあっては85%以内）
集落地域備事業からの移行地区	85%以内（離島にあっては90%以内）
農業集落排水事業からの移行地区	85%以内（離島にあっては90%以内）
田園空間整備事業からの移行地区	2.5/3以内

農地防災事業のうち、ため池等整備事業について

平成18年度以前の採択地区	100%以内
---------------	--------

附 則

- 1 この要綱は、平成9年9月25日から施行し、平成9年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月31日から施行し、平成10年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月3日から施行し、平成12年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月1日から施行し、平成13年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月25日から施行し、平成15年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月5日から施行し、平成15年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月8日から施行し、平成16年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月15日から施行し、平成17年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月24日から施行し、平成18年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月3日から施行し、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月2日から施行し、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月3日から施行し、平成20年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月13日から施行し、平成24年度一般会計補正予算（第5号）に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月20日から施行し、平成25年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月13日から施行し、平成26年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行し、平成27年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
1. 諸土地改良事業				
1) 調査設計事業		農業農村整備事業の採択にかかる調査及び設計に関する事業	農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)の区域であること。	
		(1) 調査設計事業	次に掲げる土地改良事業が行われる予定地域であること。 ① 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 ② 集落地域整備事業 (うち農業集落排水施設整備事業) ③ 農村振興総合整備事業 (うち農業集落排水施設整備事業) ④ 農地防災事業 ⑤ 農地保全に係る地すべり等防止事業 ⑥ 農業集落排水事業 ⑦ 村づくり交付金事業 ⑧ 農山漁村活性化対策整備事業	
2) 農業農村整備実施計画策定事業		(1) 農業農村整備事業実施計画策定事業	次に掲げる土地改良事業が行われる予定地域であること。 ① 地域用水環境整備事業 ② 中山間地域総合整備事業(生産基盤型) ③ 集落地域整備事業 ④ 田園空間整備事業	当該事業費の75%以内
		(2) 農村振興総合整備実施計画策定事業	次に掲げる土地改良事業が行われる予定地域であること。 ① 農村振興総合整備事業 ② 中山間地域総合整備事業 (一般型、生活環境型及び広域連携型) ③ 村づくり交付金	当該事業費の75%以内
		(3) 農村環境計画策定事業	農業農村整備事業の実施が予定されていること	当該事業費の75%以内
3) 農村総合整備推進事業		(1) 農村総合整備推進事業 農村振興総合整備事業等の調査設計並びに実施に附する技術の開発普及及び指導に関する業務。	次に掲げる土地改良事業が行われる予定地域であること。 ① 農村総合整備事業 ② 集落地域整備事業 ③ 集落排水資源循環整備事業 ④ 中山間地域総合整備事業 ⑤ 田園空間整備事業 ⑥ 農村振興総合整備事業	当該事業費の100%以内
		(2) 農業集落排水施設最適整備構想 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画の策定	農村総合整備事業及び農業集落排水事業等により造成され、既に供用を開始した農業集落排水施設の最適整備構想を策定すること。 また、最適整備構想の事業計画書を策定していること。	定額 ただし、機能診断に係る交付額は、一処200万円、最適整備構想の策定に係る交付額は、一構想当たり次の式により算出された額(当該額が800万円を超えるときにあっては800万円)をそれぞれ上限とする。 交付限度額= 処理区数× 100万円 + 200万円
4) 不発弾等事前探査事業		不発弾等の埋没の有無を確認するための磁気探査、その他の探査により事前探査を行う。	農業農村整備事業の実施地区のうち、不発弾等が埋没していると予想され、かつ爆発の恐れがある地区であること。	当該事業費の100%以内

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
5) 地域農業水利施設ストックマネジメント事業		(1) 機能保全計画作成	① 末端支配面積100ha以上の施設 ② 予防的対策が有効と見込まれる施設	当該事業費の70%以内
		(2) 対策工事	① 地区受益面積10ha以上であること。 ② 予防保全対策の場合は、予防保全計画が作成済であること。	当該事業費の88%以内
		(3) 緊急工事	① 突発的事故によるもので、施設の劣化に起因すること。	当該事業費の88%以内
6) 農業用水利活用不利性解消事業		地下ダムにおける農業用水の揚水に係る経費についての不利性を解消するための支援を行う。	次の①～②に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ① 沖縄県知事により地下ダムの管理を委託されたものであること。 ② 不利性解消施設管理計画書が作成されていること。	定額
2. 農地防災事業				
1) 農地保全整備事業		<下記(1)・(2)共通>	次に掲げる工事内容であること ① 急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域という。)又は特殊土地帯(侵食を受けやすい性状の土地地帯をいう。)における農用地の侵食崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備(以下「本工事」という。) ② 本工事と併せ行うことが技術的に適当と認められる次に掲げる工事(以下「関連工事」という。) ア. 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 イ. 農道の新設又は改修 ウ. 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修 ③ 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除を行う工事(以下「排除工事」という) ④ 本工事及び関連工事の受益面積と、受益面積のおおむね3分の2以上が重複するほ場整備・畑地かんがいを行う工事(以下「特殊農地保全工事」という)	当該事業費の90%以内(離島にあっては、95%以内) {ただし、ほ場整備については89.5%以内。(離島にあっては、91.5%以内) 畑地かんがいは91%以内。(離島にあっては95.5%以内)}
		(1) 農地侵食防止工事	① 本工事及び排除工事にあつては、それぞれの受益がおおむね10ha以上(ただし、離島にあっては、本工事、関連工事、特殊農地保全整備工事の受益面積の合計がおおむね10ha以上で、かつ本工事の受益面積がおおむね5ha以上) ② 関連工事にあつては、受益面積の制限は設けないものとする	
		(2) 特殊農地保全整備工事	① 「農地侵食防止工事(排除工事を除く。)」と併せ行う場合に限る。ものであつて、技術的・経済的に妥当と認められるもので、以下に定めるもの ア. ほ場整備 イ. 畑地かんがい ただし、受益面積の制限は設けないものとする	

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
2)ため池等整備事業		<p>(1) ため池等整備工事</p>	<p>農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う次に掲げる工事</p> <p>① 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池(災害防止ダムを含む。以下同じ。)の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>② 災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ</p> <p>③ 洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更で①と併せ行うもの</p> <p>④ 受益面積がおおむね20ha以上のもの。ただし、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね60ha未満のもの</p> <p>⑤ 総事業費がおおむね800万円以上のもの</p>	<p>当該補助事業費の91%以内。(離島にあつては、95.5%以内)</p>
		<p>(2) 用排水施設整備工事</p>	<p>① 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>② 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ため堰堤、水路等の新設又は変更</p> <p>③ 総事業費がおおむね800万円以上のもの</p>	
3)水質保全対策事業		<p>(1) 耕土流出防止型 農用地及びその周辺の土地の土壌の流出を防止し、農村地域の環境保全に資することを目的として行う、次に掲げる事業</p> <p>① 農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路・排水施設及び沈砂施設等の整備</p> <p>② 農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護・植生・勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事</p> <p>③ 既存の土砂流出防止施設の土砂補足能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上させるための軽微な変更</p> <p>④ 水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であつて、次のア及びイを満たすもの。</p> <p>ア 上記の工種①から③までいずれかと併せて行うもの</p> <p>イ 上記の工種①から③までの費用の合計の5%以内とする</p>	<p>① 受食性の高い土壌(国頭マージ、島尻マージ又はジャーガル)に覆われた地帯であること。</p> <p>② 対象となる農用地面積が10ha以上あること</p>	<p>当該事業費の87.5%以内。(離島にあつては90%以内)</p>
3. 県単独補助土地改良事業				
1)土砂等流出防止管理事業		<p>土地改良事業により造成された沈砂池、砂防ダム、排水路等に堆積した土砂等を除去する事業</p>	<p>市町村が行う事業で、総事業費が30万円以上のもの。</p>	<p>当該事業費の50%以内</p>

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
2) 土地改良事業		(1) 農道事業 (2) 橋梁事業 (3) 暗渠排水事業 (4) ほ場整備事業 (5) かんがい排水事業 (6) 客土事業 (7) 床締事業 (8) 区画整理事業 (9) 農道舗装事業 (10) 畑地かんがい事業	左に掲げる事業の(1)から(9)を行うものについては、受益面積が5ha以上であるもの。また(10)を行うものについては、受益面積が2ha以上であるもの。	当該事業費の50%以内
4. 村づくり交付金事業				
1) 農業生産基盤整備事業		(1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備 (4) 農用地開発 (5) 農用地の改良又は保全	① 次の要件をすべて満たす区域であること。 ア. 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること イ. 国の「村づくり交付金実施要綱第3に規定する「村づくり計画」が策定されている地域であること。	ア) 新規採択地区 当該事業費の82%以内。(離島にあっては85%以内) イ) 農村振興総合整備事業からの移行地区 当該事業費の85%以内。(離島にあっては88%以内) ウ) 地域用水環境整備事業からの移行地区 当該事業費の82%以内(離島にあっては85%以内) エ) 集落地域整備事業・農業集落排水事業からの移行地区 当該事業費の87.5%以内。(離島にあっては90%以内)
2) 集落基盤整備事業		(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備 (5) 集落防災安全施設整備 (6) 自然環境・生態系保全施設整備 (7) 地域資源利活用施設整備 (8) 施設補強整備 (9) 地域農業活動拠点施設整備 (10) 集落農園整備 (11) 情報基盤施設整備 (12) 施設環境整備 (13) 歴史的な土地改良施設保全整備 (14) 集落土地基盤整備	② 村づくり計画に基づき、農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備を行うものであること。ただし、周辺農用地の整備が完了している事業計画区域又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であって、区分欄の2)に掲げる工種を中心とする整備を実施する場合は、この限りではない。 ③ 本事業は、村づくりの目標及び指標を設定し、事業完了後に目標及び指標の達成状況を評価し、公表するものとする。 ④ 市町村創造型整備においては、総事業費の10%以内とする	オ) 地域用水環境整備事業からの移行地区 当該事業費の82%以内(離島にあっては85%以内) カ) 集落地域整備事業・農業集落排水事業からの移行地区 当該事業費の87.5%以内。(離島にあっては90%以内)
3) 市町村創造型整備		(1) 市町村創造型整備		キ) 田園空間整備事業からの移行地区 当該事業費の2.5/3以内。 ・ただし、上記ア)、イ)、エ)における「ほ場整備」「農用地開発」及び「農用地の改良又は保全」においては、本島にあっては2.0%、離島にあっては1.5%を加算する
5. 農業集落排水事業				
		(1) 農業集落排水整備	農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)区域であること。	当該事業費の87.5%以内。(離島にあっては90%以内)

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
6. 中山間地域総合整備事業				
1) 農業生産基盤整備事業		(1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 鳥獣侵入防止施設整備 (9) 農用地の改良又は保全	① 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産性が不利な地域であって、一般型事業及び生活環境型事業にあつては一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落、広域連携型事業にあつては市町村全域から複数市町村に及ぶ広域的な地域とする。 ② 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。	当該事業費の87.5%以内。(離島にあつては90%以内) ただし、ほ場整備、農用地開発、客土又は農用地の改良においては89.5%以内。(離島にあつては、91.5%以内)
2) 農村生活環境基盤整備事業		(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 集落環境管理施設整備 (8) 交流施設基盤整備 (9) 情報基盤施設整備 (10) 市民農園等整備 (11) 生態系保全施設等整備 (12) 交換分合 (13) むらづくり基盤推進事業	③ 農業生産基盤整備事業を実施する地域において林野率が50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積50%以上を占めていること。 ④ 一般型にあつては、事業区分 1) 農業生産基盤整備事業と2) 農村生活環境基盤整備事業を一体的に行うものであり、かつ事業区分1)の事業種類(1)から(9)までに掲げるうち2以上の事業種類を行うものであつて、その事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上であること。	
3) 特認事業		その他、沖縄総合事務局長が特に認める事業	⑤ 生産基盤型にあつては、事業区分 1) 農業生産基盤整備整備事業のみを実施するものであり、受益面積の合計がおおむね10ha以上のほ場整備事業、又は受益面積の合計がおおむね10ha以上であるほ場整備事業とその他の農業生産基盤整備事業を併せて行うもの。 ⑥ 生活環境型にあつては、事業区分 2) 農村生活環境基盤整備事業を中心とした事業を行うものであること。	
7. 地域用水環境整備統合補助事業				
		(1) 親水・景観保全施設整備 (2) 生態系保全施設整備 (3) 造成された施設の適切な利用と保全を図るための施設整備 (4) その他、農村振興局長が特に認める事業	① 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること ② 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること ③ 総事業費が、5,000万円以上であること	当該事業費の2.4/3以内。(離島にあつては2.5/3以内)

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
8. 農地環境整備事業				
		(1) 区画整理事業 (2) 水田転換を行う事業 (3) 農業用排水施設整備事業 (4) 農地保全事業 (5) 農道整備事業 (6) 暗きょ排水事業 (7) 高付加価値農業基盤整備事業 (8) 附帯事業 (9) 用地整備事業 (10) 市民農園等整備事業 (11) 生態系保全施設整備事業 (12) 遊水池整備事業 (13) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 (14) 交換分合事業 (15) 特認事業	① 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域または特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域、および前述に準じる地域で沖縄総合事務局長が特に必要と認める地域であること。 ② 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。 ③ 営農を継続し農業生産性の向上を図る見込みのある農地に耕作放棄地等が介在する地域であること ④ 事業実施区域の農地面積に対して、事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できる見通しのあること。 ⑤ 事業を実施する生産区域における左記事業種類の(1)から(6)までに揚げる事業の受益面積の合計がおおむね10ha以上であること ⑥ 事業の実施について、地元関係者の意欲が高いこと ⑦ 事業の規模が適切に計画されており、円滑な実施が見込まれること ⑧ 特認事業については、沖縄総合事務局長が特に必要と認めるもの	当該事業費の87.5%以内。(離島にあつては90%以内) {ただし、区画整理においては89.5%以内。(離島にあつては91.5%以内)}
9. 農業基盤整備促進事業				
		(1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更 (2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (3) 土層改良 土層改良 (4) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (5) 農作業道 農作業道の変更 (6) 農用地の保全 (1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業	次の①～④に揚げるすべての要件を満たすものとする。 ① 事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地区域内であること。ただし、農用地区域以外を事業実施区域とする必要がある場合には、知事が認める区域とする。 ② 農業基盤整備計画を策定していること。 ③ 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 ④ 1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上であること。	当該事業費の90%以内。(離島にあつては95%以内)
10. 農業水利施設保全合理化事業				
		(1) 水利用調整・高度化推進事業 水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備	① 当該事業費が200万円以上であること。 ② 管理省力化施設整備事業計画を作成していること。	当該事業費の80%以内。

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
11. 農村地域防災減災事業				
		<p>(1) ハザードマップ作成 災害が発生した場合において、周辺住民等へ被害を及ぼす恐れのある農業用施設に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験及び測量等</p> <p>(2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれのある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに必要に応じて耐震化対策整備計画を策定。</p>	<p>(1)及び(2)共通</p> <p>① 今後大規模地震が発生するおそれの高い地域であること。</p> <p>② 農村地域防災減災推進計画を策定していること。</p> <p>(1)のみ</p> <p>③ 農業用ダム等の農業用施設等にあつては、被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が10ha以上であること。</p> <p>④ 農業用ため池にあつては、③または受益面積2ha以上かつ、防災受益面積7ha以上または農外被害想定額4,000万円以上。</p> <p>⑤ ハザードマップ作成後は、関係住民等に周知するものとする。</p> <p>⑥ ハザードマップ作成にあつては、ワークショップ等により関係住民等との意見交換を行うように努める。</p> <p>(2)のみ</p> <p>④ 農業用ため池にあつては受益面積2ha以上かつ、防災受益面積7ha以上または農外被害想定額4,000万円以上。</p> <p>⑤ 土地改良施設においては、周辺地域への影響が大きい重要な構造物で、耐震化対策整備計画が策定されており、総事業費が概ね800万円以上または防災受益面積が概ね30ha以上。</p>	定額(H27まで特例措置)
12. 沖縄振興公共投資交付金効果促進事業				
		<p>整備計画の目標を達成するため、農業農村整備事業及び海岸保全施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業。</p>	<p>(共通)</p> <p>① 整備計画の目標を達成するために必要な事業であること。</p> <p>② 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他経常的な経費への充当を目的としない事業であること。</p> <p>③ 整備計画の期間、対象となる区域で実施されるもので、事業費を対象とする農業農村整備事業または海岸保全施設整備事業の全体事業費20/100を目途とする。</p>	
		<p>(1) 農業集落排水事業に係る各戸排水設備の設置(間接補助)</p>	<p>① 整備計画の期間内に農業集落排水事業を実施している地域で実施されること。</p> <p>② 事業主体が必要な補助金交付要綱等を定めていること。</p>	当該事業費の50%以内。

注) 離島: 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項の規定に基づき指定された離島をいう。